

第7回和歌山市子ども・子育て会議

議事要旨

日 時：平成26年11月18日（火） 14：40～16：30

場 所：和歌山市役所7階 記者会見室

出席：委員15人

担当課等

こども未来部長

子育て支援課 こども家庭課 保育こども園課 こども総合支援センター

地域保健課 教育政策課 学校教育課 教職員課 青少年課

1 開会

和歌山市長： 委員の皆様方におかれましては、日頃より姿勢推進に御尽力を賜りありがとうございます。また本日は大変お忙しいなか、第7回和歌山市子ども・子育て会議にご出席いただき、重ねてお礼申し上げます。

いよいよ来年4月から、子ども・子育て支援新制度がスタートします。本市でも教育・保育の連携と地域の子ども・子育て支援策を総合的に推進し、子育て家庭を社会全体で支えていくための新しい仕組みづくりが必要となっています。幅広い各界から委員として出席くださっている皆さまに忌憚のないご意見をいただき、本会議が有意義な場となることを願っています。

本市としても、幼保連携型の認定こども園の設置推進や、保育所や学童保育における待機児童の解消等に取り組み、和歌山市の将来を担う子どもたちに素晴らしい保育・教育環境を提供できるよう努めて参ります。今後とも皆様方のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

事務局： 今回市長が初めて出席しておりますので、委員の皆さまの紹介をいたします。

<事務局から委員の紹介>

会 長： 子育て支援事業計画が最終段階に入るこの会議の前に、財源となる消費税10%への引き上げが1年半後に遠のいてしまいそうな状況です。私たちはこの状況を柔軟に受け止め、できるだけ子ども主体の、良い支援の形ができるように努めていきたいと思っております。これからまだ色々と国から情報が出てくると思いますが、今日のこの段階を受け止めながら進めて参りましょう。

2 議題

(1) 和歌山市子ども・子育て支援事業計画素案について

事務局： <資料1、資料2に基づき説明>

前回の会議で計画の骨子を示させていただき、意見票でご意見をいただきました。

ご意見としましては、学童保育に関すること、いじめ不登校を含む教育に関すること、子どもの虐待関係、子育て世帯への経済的支援など多岐にわたるご意見をいただきました。それぞれを子育て支援施策に反映し、取り組んでいくべきご意見とさせていただきます。その他、計画骨子自体の変更等のご意見は特にいただきませんでしたので、前回お示しした施策目標に基づき、各施策を構成しておりますので、ご説明いたします。

資料1をご覧ください。

次世代育成支援行動計画（後期）では188施策あったものを、今回の計画では148施策に再編しています。施策としてこの5年間で、終了・縮小しているもの、また反対に充実したもの、2つの施策をひとつに集約したもの、他には、上位計画（長期総合計画や、地域福祉計画など）で今後進捗を管理していける施策などを整理しています施策数が63施策。そこに、今回の計画の中心であります子育て支援法の基本指針に則って、新施策19を組み入れており、最終148施策として再編しています。

まず、「1子どもの健やかな成長を支える母子保健事業の充実」です。「(1)母子の健やかな心と身体の育成支援の充実」を目標とした施策としまして、6ページまでの19事業となります。ここでは次世代計画から引き続き計画的に充実させていくべき事業を18事業、19番の「5歳児相談事業」施策は新規として組み入れています。この後施策番号の下の部分に新規と記入しているものは、新制度の計画で新しく追加した施策となります。

次に(2)食育の推進、7ページに入って、(3)周産期・小児医療体制等の充実については、引き続きの施策を目標値とともに掲げています。(4)思春期からの健康づくりについては、28番の「自殺対策の推進」を新規に計画に組み入れ、取り組むこととします。8ページ(5)次代の親育成の推進では、施策として1つとなっていますが、次世代計画での「児童・生徒と保育所等との交流」と「中高生と乳幼児とのふれあい体験事業」を集約したものとしています。

このようなかたちで、見ていただくとこととなります。この後も、新規に追加しました施策を中心にご説明します。

次に目標の柱になっています「2子育て・子育て支援の充実」について、さらに5本の枝の施策目標があります。(1)子どもの人権擁護、(2)子育てに関する意識の啓発や情報提供の充実、ここでは35番「利用者支援事業」を新しく計画立てています。この事業は、新制度で法定されています子ども・子育て支援事業の13事業の中の一つの事業であり、新制度において新しい事業です。新制度での認定こども園や今までの幼稚園、新制度に入る幼稚園や保育所など、多様な特定教育保育施設の選択をはじめ、地域の子育て支援事業の利用等、それぞれの家庭に合った支援をアドバイスする事業となっています。新制度では必要な制度であると考えており、(3)の子育ての不安感や負担感をやわらげる支援にも共通してあげています。

(4)子育て中の保護者の仲間づくりの推進(5)地域における子育て支援についても引き続き施策を目標値とともに挙げています。

次に、目標の柱となっています「子育てと仕事の両立支援の充実」についてです。

ここでもさらに5本の施策目標を上げています。(1) 男女平等意識の啓発の推進(2) 父親の子育て参加の促進、平成24年度から発行しています父子手帳を中心に育児男性意識醸成事業を新しく挙げています。

(3) 企業・事業者との連携による子育て支援の推進(4) 教育・保育事業及び子ども・子育て支援事業の充実です。ここでは、66番から69番までは新しく施策を追加しています。幼児期の学校教育・保育を一体的に実施する認定こども園の推進については、こちらで、位置づけしています。また、「放課後子ども総合プラン」といった全ての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型とした計画についても、こちらで、上げています。

(5) 経済的な支援です。71番の乳幼児等医療費助成については、入院費免除を小学校6年生から中学校3年生までの引上げについて検討しているところですので、今後内容が変わる可能性があります。

目標の柱「4様々な家庭への支援の充実」としまして、(1) ひとり親家庭への支援(2) 障がい児施策を整理し、20ページ(3) 子どもの虐待防止と早期発見のためのネットワークづくりとして、今までの施策の充実とともに101番として、「前向き子育て推進事業」を目標値とともに計画だてています。

目標の柱「5子どもの生きる力を養う教育環境の充実」としまして、ここからは教育に重点を置いた施策目標としており、(1) 家庭や地域の教育力・社会力の向上、(2) 教育環境の充実について各施策を挙げています。(3) 特別支援教育の充実については、新しく目標施策として掲げ、125番126番の2施策を新しく位置づけていくこととしています。

いじめや不登校などへの対応力の向上として各施策引き続き取り組んでいきます。

目標の柱として6つめの「若者育成支援の充実」です。この柱は、子ども・若者支援行動計画を兼ねた施策目標として、4つ挙げています。中でも(1) ひきこもり対策支援や相談体制の充実と(3) 若者の就労支援対策の充実については、今後計画的な施策実施が必要であるということで、新たに目標施策として掲げ、取り組んでいくこととしています。取り組むにあたって、今後担当課を決定することとなりますので、こちらの方では「新担当課」とさせていただきます。

以上が、おおまかな4章のご説明となりますが、この場でざっと説明したなかでは、ご意見も頂きにくいと思いますので、持ち帰っていただき、意見票の方で返送いただければ・・・と思います。勝手ながら、12月12日までとさせていただきますのでよろしく願います。

では、引き続き資料2をご覧ください。

これは、計画の第5章内(先ほどの資料1の2ページ)にあります「教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保方策」にあたる部分です。

前回の会議で、現状としての確保量をお示しました。今回は計画として、5年間で計画的に需要を満たせるようにした数値をお示ししています。施設の定員の見直しや

(幼保連携型) 認定こども園の普及を計画的に組み込んだ確保方策としています。

1 枚目をご覧ください。和歌山市全域の見込みに対する確保方策となっています。表の見方としましては、平成27年度の欄をご覧ください。1号のニーズ量が、「3,484人」と「754」の足した「4,238」に対して、新制度に入る(確認を受ける)幼稚園、入らない幼稚園、認定こども園の幼稚園部分を合わせた確保量が「5,492人」が定員、つまり受け入れる体制ができている量であるとみます。差し引き和歌山市全域では「4,238人」の需要に対して「5,492人」の供給があり、「1,254」の過剰となっているとみます。

2号、3号についても同じ見方をしていただくと、和歌山市全域では2号が人の供給過剰、3号のこどもが0歳117人1・2歳79人を合わせた196人が供給不足となっています。

平成28年度、29年度と右横に並べており、各年度の見込み量とともに計画的な確保方策を載せています。前回の表では、各施設の意向のみしか反映していませんでしたので、平成31年度についても3号の供給不足のままだったのですが、今回は解消されるようにお示ししています。

和歌山市全域のこちらの数字は次のページからの6ブロックごとの計画の数字の積み上げとなっていますので、計画的な確保方策を記載しています各ブロックごとの表で、引き続きご説明します。次のページをご覧ください。

例えば、1ブロックですが、平成27年度では1号が差し引き74人分供給不足です。2号が42人分供給に余裕があり、3号については、0歳、1・2歳合わせて178人も供給が足りません。

そこで、平成28年度※印をご覧ください。1つめと3つめです。1ブロックでは、平成28年度私立保育園2園が幼保連携型認定こども園への移行を示しています。また、公立保育所1園閉園に合わせて民設民営の幼保連携型認定こども園の開園の予定がありますので、それぞれの定員を確保量に反映しています。

2つ目の※印として、私立保育園に定員の見直しを働きかける計画としています。この様に表の上の※印については、ブロック毎に、その年度の、私立や公立問わず各施設の移行予定を示しているものと、ブロック毎に供給不足であるところについては、定員の見直しや定員の割合の調整を働きかけることとして、計画立っています。あくまでも、紙面上のものではありますが、ニーズ調査と実績値から捻出した見込み量、つまり需要を5年でまかなえるような計画を各ブロックで、算出しています。

和歌山市としましては、前回の会議でもありましたが、6ブロックを設定した根拠でもありますように、地元での保幼小、一体的な教育を提供したいという考えのもと、ブロック内において、1・2・3号認定の子ども達の受給調整ができれば、理想的だと考えていますので、ブロックごとに計画的に調整しています。見ていただいてもわかりますが、実は、ブロックごとに5年後に需要を満たすということは完了できておりません。ただ、近づけるようにブロックごとに計画し、その積み上げたものが、1枚目の市内全域の確保量として、5年間で需要量を確保できるように計画しています。

また、「中核市が定める数」という数を示しています。

これは、例えばある法人が、認定こども園の設置について認可の申請があったとします。そこで、その地域では、供給がすでに過剰である場合は、需給調整の機能がありますので、本来は認定こども園として認可・認定しないとすることができます。そこで、認定こども園を推進している国としては、供給過剰地域であっても、幼保連携型認定こども園については中核市の場合、「市町村で定める数」を計画に定めておくことによって、その数の範囲内では供給オーバーでも認可・認定をすることができるものです。「市町村の定める数」は1・2・3号それぞれで、設定することとなっており、その数字をブロックごとに示しています。

和歌山市の数字の定め方としましては、既存の幼稚園・保育園に意向調査をさせていただいた際に、認定こども園への移行について移行するつもりはないと回答されました施設を除いた既存の施設（未定と回答されている施設）が全て認定こども園への移行を示された場合に移っていただけるよう設定しています。

例えば1ブロックでみていただくと、認定こども園になる可能性のある保育園としまして7園あります。その7園が認定こども園への移行を希望された場合、1号認定15人を既存の保育以外に追加設定されると仮定し15人×7園の105人、1号定員が増える可能性があるとします。ですが、平成28年度の1号認定の差引を見ていただきますと、13人分の不足しかありませんので、13人分の認可認定しかできないこととなります。そこで、1園15人の1号定員を設定できるように「105-13」の92人のオーバーまでなら幼保連携型認定こども園として認可・認定します、といった数字となります。

2号・3号の場合は、私立幼稚園から認定こども園に移行の場合に新しく追加設定される定員となりますので、その際には2号認定30人、3号認定15人の定員設定と仮定して、同じ方法で算出しています。2号については30人過剰となっているところ、さらに30人オーバーで認可・認定可能としています。3号については設定していません。というのは、既存の施設が全て、認定こども園になったとして、仮定の定員を設定したとしても、まだまだ供給不足であるため、定める数を計画に載せなくても認可・認定が可能になっているためです。

算出は複雑な説明になりますが、考え方としましては、供給過剰地域であっても認定こども園を推進する意味で、幼保連携型認定こども園については、中核市の場合（認可認定権者である）「市町村が定める数」を計画に載せることとします。その他の種類の認定こども園については「県の定める数」によることとなります。

以上が資料2の確保量のご説明となります。ただ、こちらの数字につきましては、いまだ各施設のほうから、利用定員等の変更の連絡があるところです。計画としての考え方は、前回の会議から引き続き、本日のご説明のとおり変わりませんが、数字のほうは少々変更の可能性がありますことを御了承いただきたいと思います。考え方のご承認をいただき、計画の5章の方に掲載していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

会 長： 何かご質問はありませんか。説明を受けた部分の資料を一度持ち帰り、よく読んで上で意見等を出してもらおうことになっていますが、この場で聞いておきたいことがあればお願いします。最初に説明のあった部分と計画の第4章、第5章を合わせて、わからない点はありませんか。

第4章の資料でアスタリスク（※）が付いていて、後で説明を入れるようになっている部分があります。例えば、24ページの117番など。これは最後に用語説明を入れるということでしょうか。27ページにも出てきます。

事務局： はい。計画には言葉の説明として注釈を入れます。

会 長： 資料1の23ページ、「5の（2）教育環境の充実」の110番についてです。幼小の連携の活動についてのものですが、交流研修会とはどのようなことですか。子どもたちの体験活動も含まれるのでしょうか。

学校教育課長： 卒園前の園児が小学校を訪問し、1年生と交流するものです。

会 長： また実際に行われたことがないために、5年後まで年1回の設定なのですか。

学校教育課長： 現状、実際に行われているのが年1回です。ただ全ての学校で実施できていません。全ての学校で行われることが充実した状態と捉えており、年1回となっています。

会 長： 先生方の話し合いの場としては年1回で済むと思います。でも子どもの活動ならば、年間1回だけやっても効果が上がるものではなく、体験を深めるためには、できるだけ回数が必要だと思います。できれば複数回を検討いただけませんか。

学校教育課長： 検討してみます。

会 長： たくさん資料がありますが、他にも質問があればお願いします。

副会長： 資料1の説明を聞く中で、平成25年度の現状値が書かれていながら新規事業と説明されたものがありました。「新規」という言葉の意味合いをどのように理解すればいいのでしょうか。

事務局： 5年前の平成22年3月に次世代育成支援行動計画（後期）というものが策定されています。その際には施策としてなかったため、次世代育成支援行動計画には盛り込めなかったけれども平成23年度以降に実施し、新計画に新たに掲載する事業を「新規」としている場合。もう一つは、平成25年度の現状値にも数字が入っていないもので、今はまだ実施していないけれども今回の計画の中で今後取り組むべき事業と考えているも

のを「新規」としている場合とがあります。

つまり、平成25年度の現状値に数値を入れている事業は、前回の次世代育成支援行動計画を策定した時点ではなかったけれども、その後実施されている施策。平成25年度の現状値に数値のないものは今後実施すべき施策となります。

会 長： 他にありませんか。

事務局： 担当から説明はさせてはもらいましたが、資料が当日配布となっているため、今ここで詳しく見ていただくのは難しいと思います。申し訳ないですが、資料を持ち帰って一つひとつの事業をじっくりと精査し、12日までにご質問やご意見をお寄せください。その意見を事務局内部で検討した上で、担当部局とも相談し、計画に反映させたいと思っています。

会 長： 国の予算化が今後どう変更になるか分からない状態ですが、それにより多少目標値が変わることもあるのでしょうか。

事務局： 現在までの継続事業についてはそれほど変わることはないだろうと考えています。ただ完全な新規事業では可能性があります。特に「利用者支援事業」として掲載しているものは、新しい支援法で国から取り組みを促されて新規事業としたものなので、国の予算編成の流れによって関連が出てくるだろうと思います。そうした事業に関しては市単独でできる部分は進めていき、国の支援や補助金等が出るようになった時点で、その都度拡大していけたらと考えています。平成27年度に本計画の事業全てに着手するというものではないので、5年間の内に必ず着手できるように努力していきたいと考えています。

会 長： 以上を、資料を持ち帰って考えてもらうことになりますが、よろしいですか。では次の議題に入ります。

(2) 公立幼稚園・保育所の今後のあり方について

事務局： <資料3、別紙ブロック別施設にもとづき説明>

公立幼稚園・保育所のあり方につきましては、幼児教育・保育部会で検討していただいた内容と和歌山市の現状を踏まえたかたちで作成しています。別紙地図入りの資料につきましては、事務局案として今回提案させていただくもので、本日ご審議いただきたいと思ひます。

子ども・子育て関連3法では、趣旨として、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、幼児期の学校教育・保育を総合的に推進するとされています。和歌山市の私立及び公立幼稚園・保育所においても、質の高い幼児期学校教育・保育を提供し、保育の量的確保をする必要があると考えております。

和歌山市では平成26年度現在公立幼稚園13園、公立保育所21箇所では幼児教育・保育を提供しています。平成27年度より子ども・子育て支援新制度がスタートすること、さらに現在の教育・保育内容、施設の利用状況、今後の人口減少等を鑑み、改めて和歌山市の就学前の子どもにとっての最良の幼児教育・保育環境を再考し、公立施設としての適切なあり方を、子ども・子育て支援新制度庁内連絡会議や子ども・子育て会議幼児教育・保育部会において検討を行ってきたところです。それをまとめたものが資料3となっております。

資料3の1ページから11ページまでは公立施設の現状と和歌山市の就学前児童を取り巻く様々な環境、国の方向性、効率的な行財政運営の観点を踏まえて、和歌山市において将来的に公立施設は今まで培ってきた実績や特色を活かして、小学校就学前の子どもたちに一貫した幼児教育・保育を提供できる和歌山市幼保連携型認定こども園として設置するのが最善であるにとらえ、公私の連携の下、より良質な幼児教育・保育が効果的な提供を目指すこととしたところを文章化しています。

12ページから15ページにつきましては、和歌山市の幼保連携型認定こども園の整備方針を記載しています。公立幼稚園と保育所を幼保連携型認定こども園として再編するに当たって、和歌山市では次にご説明する方針に基づいています。まず、一つ目は、集団としての力や社会性を身につけ、また新たな人間関係の構築や学びあい、競い合いのできるクラス替えができる一定規模の人数を確保する施設とする、二つ目は、施設的な充実はもちろんのこと、次のような機能を備え、それに応じた設備及び職員を配置するということです。機能としては、一時預かり事業、地域子育て支援事業、家庭支援推進保育事業、障がい児への特別支援教育・特別保育などです。三つ目としまして、本市の良質な幼児教育・保育の提供を行うにあたり、これまでのノウハウ（特別支援教育、障がい児保育、家庭支援推進保育）や特色（小中の連携）を生かしながら、複数の小学校、中学校で連携や統一が図られるよう近隣校区を統合した教育6ブロックにて、各施設の連携などを推進する中心的な役割を担う施設として設置するということです。

次に16ページからと別紙地図入り資料をご覧ください。公立幼保連携型認定こども園を必要数設置するという点について、了承はいただいておりますが、6ブロックで11施設を考えています。

11施設を検討するにあたり、15ページの下の部分に検討基準をまとめています。

①としまして、敷地面積です。充実した施設を作っていくためにはまず、一定以上の施設面積は必要だということで、約2,000㎡は確保していきたいと考えています。②として、施設の老朽化、③として周辺私立施設の配置、利用状況、④として、既存お公立施設で特色のある取り組みを実施している施設、⑤施設に通う園児・児童の状況を考慮して、11施設にしていくということになります。

地図表で、具体的に表しています。

<ブロック別施設地図にて説明>

まず、第1ブロックですが、施設名の部分を色分けをしています。白抜き黒文字で示されている施設は私立、公立は色づけされています。青色の施設のところへ、公立幼保連携型認定こども園の設置を考えており、赤色の施設は今後の児童推計や設置予定の幼

保連携型認定こども園へ促すようなかたちをとり、入園人数が減ってきたときに閉園を前提とした施設として考えています。加太幼稚園については、地理的に外れていることもあり、西脇幼稚園のサテライト園として活用しながら、子どもの数をみながら、減少とともに閉園、または別の方法を検討するよう考えています。

この様な考え方に基いて、第2ブロックでは、楠見保育所と紀伊幼稚園にこども園、山口幼稚園をサテライト園としています。最近、山口と紀伊地区は子どもが増えてきている傾向があるということを考慮しており、川永保育所については小規模化を経て、閉園を検討していくよう考えています。

第3ブロックについて、青色施設を認定こども園化、赤色施設は将来的に閉園、中之島幼稚園については本町と合同でサテライト的に様子をみていくことと考えています。

第4・5ブロックについても、青色施設をこども園化、赤色施設を将来閉園予定、第5ブロックの雑賀崎幼稚園については、加太と同じ考え方で地理的に離れたところにあることと、雑賀小学校の適正規模化ということも検討されており、それと平行して検討していくこととしています。第6ブロックについては、青色施設にこども園、赤色施設は閉園予定、宮前幼稚園については、杭ノ瀬地域には子どもの数が多いということもあり、宮前園舎ということで、当分の間存続し、平行してこども園として設置していくように考えています。

これらの今後のスケジュールですが、22ページをご覧ください。平成27年度から36年度末までの10年間を前期中期後期の3期に分けまして、前期4か所、中期4か所、後期3箇所として整備を進めていきたいと考えています。ただし、この計画につきましましては、施設配置数、スケジュールも含めまして、今後の人口、子どもの数、ニーズ量、また予定施設等の状況に合わせて、見直し検討を行っていくこととなります。特に5年に1度の計画の見直しとしましては、今回と同じような形での見直しが必要だと考えます。

23ページ以降につきましましては、公立幼保連携型認定こども園における良質な幼児教育・保育の実現に向けて、テーマごとに和歌山市の施政を記載しております。

会 長： 説明のとおり、この部分は数値に多少の変動があるかもしれませんが、考え方についてはこの会議で承認を得たいと思いますので、それに向けての討議をお願いします。質問等はありませんか。

委 員： 以前は、各中学校区に一つの公立の保育所もしくは幼稚園を残していくという説明だったように思います。でも公立の保育所や幼稚園は障害のある子どもや家庭環境が複雑な子どもたちの受け皿になる側面があるので、私はぜひ残して欲しいと思っています。計画を見て、1ブロックに約2つずつ公立幼保連携型認定こども園が残っていくイメージを持ったのですが、11園という数字が理解できていません。数が少し少ない気がしたのですが、私が何か勘違いしているのでしょうか。

事務局： 相違があります。幼児教育・保育部会による検討の段階で、中学校区という考え方が

いいのか、教育6ブロックという考え方がいいのかがまず検討され、部会で承認を得たのが教育6ブロックの考え方です。

その違いを資料3の12ページから13ページにかけて説明しています。中学校区ごととなると、特に加太中学校区では、加太幼稚園1園、加太小学校1校ずつしか施設が存在しません。保育所・幼稚園から小学校、中学校までの地域での連携と切れ目のない支援をめざす我が市の中で、連携をめざす施設が1園、1校ずつしかないという地域ができてしまうことになってしまいます。そこで、中学校区より少し大きな範囲のブロックで考えようということになりました。

それでいて、結果として1ブロックにつき1園だけとなるブロックというのは、今後の人口の推移予測から、今は多いが今後子どもが少なくなってくるとされている場所です。

会 長： よろしいですか。

委 員： はい。

委 員： 公立の保育所と幼稚園の利用状況を見ていて思ったことです。今回公立認定こども園をつくるにあたり、一時保育と延長保育のサービスも始めるとのことですが、それは充足率を高めるためのものなのでしょうか。その目的や特色などをお聞かせ願いたいです。

事務局： 公立の幼稚園と保育所を認定こども園に集約することで、今まで特に公立保育所ではできていなかった0歳から2歳までの保育ができるようになり、充足率が上がっていくだろうと考えています。また、色々なサービスを提供することにより、公立の良さを改めて認識してもらえらるだろうとも思います。

同時に、民間の保育所は現在満杯で、定員に対し110%、120%という状況です。定員を超えるということは、子どもにとって、やはり教育・保育の環境としてバランスが悪くなります。公立の施設が認定こども園に集約されることで、その超過分を引き受けることができるようになり、現在公立幼稚園と保育所が定員の60%近くしかないものを、70%から80%にすることができるということを考えています。

会 長： 他にありませんか。

委 員： 認定こども園は、2,000㎡以上の施設になるという計画を掲げていますが、だいたい同じ規模のものを11園つくることを考えているのでしょうか。

また、雑賀崎や、加太、山口など中心部から少し離れているところではすぐに閉園できないという事情はわかりますが、中之島や宮前などをなぜ残すのでしょうか。中之島は本町のすぐ近くなのにサテライトとして残す意味がどこにあるのか、また、宮前と杭ノ瀬は近所なのにどうして残すのかなどの理由を教えてください。

事務局： 1園だいたい170～180名の規模の施設を考えています。移行施設の選定理由では、まず施設の老朽化という視点があげられます。宮前の杭ノ瀬保育所と安原保育所は建築年数が浅く新しい施設です。特に杭ノ瀬保育所は新しいのですが110名程度の定員しかありません。そこで1園170名の規模を達成するために、少し離れていますが宮前幼稚園を園舎として活用し、変形ですが、二つで一つの幼保連携型認定こども園を設立させようという考えを持っています。

もう一つの本町幼稚園と中之島（幼稚園）は、本町幼稚園の広さと本町小学校移転後の跡地利用計画とを考え合わせ、中之島（幼稚園）をサテライト施設として活用したいと考えています。ただしそれはこの計画の中での位置づけです。上位のもっと大きなまちづくりという計画の中で、施設の状況などにより最終的に利用計画に多少の変更があるかもしれません。

加太のように小さな地区については、今後西脇幼稚園が170名～180名規模の公立認定こども園に移行するものの、通園距離や通園手段の問題から、残すかどうか様子をみていくということです。私立幼稚園のバスは走っているのですが公立施設のバスはなく、どうしても公立の施設に通わせたいという人のためにある程度考慮しようということです。

委員： つまり、サテライトとついているものは閉園する予定はないということでしょうか。

事務局： 将来的には閉園したい施設ということです。資料3-1でピンクで示されています。

委員： ということは、まずは11園で2,000㎡以上を確保して、それ以外の部分でサテライト園ということですね。本町の公立認定こども園は、独自で2,000㎡以上あるということですか。

事務局： 本町小学校跡地をうまく活用することができれば、そういうスペースが確保できる予定だということです。

委員： 本町認定こども園は、サテライト園を足して2,000㎡になるということではないのですね。

事務局： 幼保連携型認定こども園には施設や園庭の規模に規定があるので、基本的にサテライト園を足して広さを確保するという考え方ではありません。

杭ノ瀬認定こども園についても、人数が入らないだけで、杭ノ瀬保育所自体は2,000㎡あります。建物もある程度整っていますが、定員が110名程度しかないので宮前園舎を利用するということです。

同時に平成31年もしくはそれ以降になった時、170名、180名規模の施設が必要になるのか、民間の保育園、幼稚園と連携する中で、公立の施設がそこまで必要になるのかということがありますので、今は宮前園舎を分園のような形にしてその地域の分

を確保しようということでもあります。

委員： 基本的に岡山以外の公立幼稚園は小学校の中にありますが、今後、学校内に公立認定こども園ができることになるということでしょうか。

事務局： 小学校の中にできる公立認定こども園は、紀伊幼稚園と西脇だけになります。

委員： 将来的にはそうですが、宮前も中之島も学校内ですよ。それが、サテライトとはいっても公立認定こども園になります。小学校は教育委員会ですし、認定こども園は管轄が違いますし、国の監督省庁も違いますが、そうした施設がそのまま併設されて運営されていくのでしょうか。

事務局： 小学校の敷地を借りているということで、運営自体は各担当部署に移りますので、可能だと考えます。

委員： わかりました。ありがとうございます。

会長： 今、委員がずいぶん詳しく聞いてくれましたので、分かりやすくなりました。他にありませんか。

委員： 方向性はよくわかりましたが、一つ質問があります。既存の施設を利用することはわかりましたが、人的な配置はどうなりますか。幼稚園や保育所が閉園する中で、職員の保障という面では、認定こども園での雇用が可能になるのかなどの見通しをもっているのでしょうか。

事務局： 予定されている11園にこの規模の人数が入った場合に、今の公立幼稚園、保育所の正職員の数では、ぎりぎり足りるか足りないかという状況になると思います。というのも、認定こども園では11時間の保育が必要で、担任の受け持ち時間後に入る人員が必要になります。1クラスでだいたい二人の先生が必要ですから、職員がたくさん必要になります。また、延長保育、一時預かり、子育て支援事業、障害児保育の支援など色々なサービスを行うことで、人的には、今公立の施設で働いている先生方をリストラするような状況にはならないと考えています。

ただ幼保連携型認定こども園になると、先生の資格として保育教諭という資格が必要になり、保育士と幼稚園教諭の二つを取得するための手立てを整える必要があります。

また、平成27年度から全ての園が一度にスタートするわけではありません。平成27年度から計画を始め、2～3年後に第1号の園ができてくるくらいだと思います。その中で、職員配置や資格取得の手立てについて、担当部局と話し合いをしながらスムーズに移行できる体制をとりたいと思っています。

会 長： よろしいですか。他にありませんか。

事務局の説明のとおり、計画の前の方は教育と保育の基本を押さえて書かれています。ただ2ページの本文1行目。人格形成について「小学生以降」となっている部分は、「小学生及びそれ以降の」とつなげた方がよいと思います。お願いします。

もう一つ資料3の13ページで、表にまとめられている部分です。6ブロック目の一番上の山東のところ、つくしが幼保園で処理されていますが、保育所と幼稚園に入れておいてください。

今後変化の激しい10年間になるだろうと思われ、数値はこのままというわけにはいかないかもしれませんが、考え方はこれでよかろうという承認をいただければと思います。

委 員： 今は予定がなくても、例えば今後私立幼稚園が幼稚園型認定こども園に変わりたいという希望がでてきた場合に、ブロックで認可を与えていくのでしょうか。あるいは和歌山市全体で認定をしていくものなのでしょうか。

事務局： できればブロックを基本として考えたいと思っています。和歌山市で認可を受けていただけるのは、幼保連携型認定こども園ですが、幼稚園型については県での認可・認定になります。県がこの和歌山市の資料を見て、こども園の計画をします。資料2にもあったように、今は未定となっている園でもできるだけ認定こども園への移行認定が受けられるような体制を敷いています。

委 員： 幼稚園型の認定こども園の認定も市で行われますか。

事務局： いえ、幼稚園型の場合の担当は県です。でも和歌山市から県へ、この位の数の移行希望があり、市としてはこのくらいの認定を希望しますという意向はお伝えします。その場合でも、かなりの数が移行できるような形での報告を考えています。

委 員： 民間の幼稚園も保育園もバスを所有しているところでは、ブロックはほぼ関係ないといえます。地域性を考慮せずに運営しているところが多いので、ブロックでここは過密だからもう認定はできないということになると、問題が出てくるのではないのでしょうか。

会 長： それはないと思われます。認定はその基準に則って行います。それらは状況の変化として捉えて、その都度新たに考えていくべき問題ではないのでしょうか。

事務局： この計画は基本的に5年で見直しをすることになっていて、場合によっては3年で見直しをすることも可能です。途中思ったよりも需要が高くなった地域では、常に柔軟性を持ちながら認可をしていく必要があるでしょう。

ただ和歌山市の方向性として、幼保から小学校、中学校という流れの中で教育・保育の連携を図っていくというのが、一つの大きな柱となっています。バスが走っている

からそれを崩すというのは違うのかなと思います。選ぶ人の自由にはなりますが。

委員： それはわかりますが、例えば何年か後に同時に二つの園が認定こども園になろうとした場合、こちらのブロックは過密でないから認定されるが、こちらの地域は過密だから認定されないということでは、私立幼稚園協会としては非常に困ります。そこを聞きたいのです。

事務局： その保障として、結果として認定こども園にならなくてもいいので意向を示しておいてくださいということになります。そうしていただければ、2号3号についての確保を、当計画内ではできるように数字を当てはめています。

要するに、今、意向を全く示さずに、数年後突然名乗りを上げられても、こちらとしても対応が難しいということです。逆に未定のままでも意向を出しておいてもらうことで、「ある程度は移行を妨げないように計画を立てています」ということを、数字で示したのが資料2になります。

会長： 幼稚園側も検討を迫られるということですが、実際その検討は必要ではないでしょうか。

委員： そうですね。わかりました。

会長： ありがとうございます。他にありませんか。
基本的な考え方は承認いただけますか。よろしいですか。

<承認>

(3) その他

事務局： 今回議案の「今後の公立幼稚園・保育所のあり方について」の部分は、文面や数字等のチェックを事務局で行った後、12月中旬もしくは1月にパブリックコメントを実施する予定です。そのパブリックコメントに寄せられた意見を反映させたものを、市の会議やその他の会議で諮った上で決定します。その後、再編計画を公に発表しますが、市長が記者会見で発表したり、広報和歌山に掲載したりという方法で行うこととなります。続いて今度は市民への説明会を行っていくことになると思います。

その部分とともに、計画についてもパブリックコメントを行い、最終決定をしていきたいと思っています。大まかなスケジュールで申し訳ありませんが、両方についてパブリックコメントがはっきりせずに申し訳ないですが、パブリックコメントを行うということだけお伝えします。よろしくお願いします。

委員： パブリックコメントでは第1ブロックから第6ブロックまでの詳細を載せるのですか。

事務局： そのつもりですが、文章化するのか、地図を載せるのかなどはこれから検討します。
今の方向性でいいという承認はいただいたので、その方向性に沿った形で出していきたいと思っています。

会 長： 何かお考えがあつてのご質問ですか。

委 員： そうではないのですが、これを見た時に、「かなり大きな影響がでるだろうな」と思いました。僕自身も、動揺していますので。

会 長： 将来のことに携わると、気持ちの上では重い重責を引き受けることとなります。ですから、事務局はぜひ皆さんの意見を聞いてあげていただきたい。皆さんもぜひ自分の考えを述べ、理解をしていただき、協力していただけるとありがたいと思います。
他にありませんか。

委 員： 全国の各市町村では、9月議会や10月議会において利用者負担が議論の的になっていると思います。和歌山市ではまだ金額までは決まっていないと思いますが、だいたいの金額は国の基準に準じたものになるのでしょうか。国の基準は1～8段階まで決まっていますが、それに応じた金額になるということでしょうか。

保育こども園課長： 新制度の利用者負担についての作業が遅れており申し訳ありません。国からは細かな規定が示されていないので、なかなか条例案という形で議会に出せないでいます。

考え方としては、1号は今の幼稚園の平均の保護者負担から、就園奨励費として払っている分を差し引いた額にしていきたいと検討しているところです。幼稚園により保育料のばらつきがあるので皆一緒というわけにはいかないのですが、基本的に今までの負担を変えないつもりで検討しています。

2号と3号は保育料の階層などについても、基本的に今のままでと考えています。今までは所得税に応じた金額だったものが、今後は国から示されている基準が市民税に応じたものになっています。それでも基本的にはあまり変わらないと聞いていますが、細かい区分の境目で若干負担が上がってしまう方がいるかもしれません。が、基本的には変えないという方向で今考えています。

会 長： いつ頃決定しますか。

事務局： 2月議会で上程することになりますので、3月に入ってからになる予定です。

会 長： そんなに遅くなりますか。

事務局： 先日も市民説明会の中で、考え方についてはある程度説明をさせていただきました。そこに参加された方は全体像までわかっておられないと思いますが、市民説明会では資料を作って配っています。今後も何らかの形で制度について周知されるようにしていきたいと考えています。

委員： 確認ですが、以前から言われているように、施設型給付を受けずに要するに幼稚園のまままでいくという園については、一時預かり事業への和歌山市からの補助金は考えていないという認識でよろしいですね。

事務局： 今のところそういう考えでおります。

委員： 今のところではなく、ずっとですね。

事務局： はい。

委員： この間、内閣府の子ども・子育て支援新制度を担当する方に聞いたのですが、今消費税10%に増税するかどうか怪しくなっていて、0.7兆円が浮いてしまいます。そうすると量の拡充のための0.4兆円、質の拡充のための0.3兆円がなくなります。しかし、その方が言われた限りでは、0.3兆円だけは残したいとのことでした。それについての和歌山市の考え方をお聞きしたいです。

事務局： 今のところそこまで考えが及んでいません。国がどのような決定をして、どのような方向性を打ち出してくるかという情報を得てからのスタートになります。先生方の方がそういう情報は早く入手されると思うので、そのような情報がありましたら、教えていただくと助かります。

委員： わかりました。

事務局： 資料4として配っているものは、子ども・子育て支援新制度の周知のために9月末から行っている、市民説明会の実施状況をまとめたものです。上の表がコミセンなど市内8か所を回ったものです。下の表には幼稚園やつどいの広場という名前が上がっていますが、ぜひ来て説明して欲しいという要望があったところに出向いて行ったものです。

2ページ目は、この説明会で出された主な質問をまとめています。他にも色々と質問が出たのですが、個人個人のケースでの質問がたいへん多かったため、主な質問だけを41項目にまとめています。また見ていただけますようお願いします。

会長： 認定こども園のことがずいぶんたくさん話題になっているようですね。委員の皆様、持ち帰ってまた読んでいただけますか。

会 長： それでは、私の議事進行はこれで終わります。

3・閉会

こども未来部長： 長時間にわたりありがとうございました。こちらからの提案に対し承認いただいたこともお礼申し上げます。この度の改正は、幼稚園や保育園にとって今までにない大きなものです。事務局でも試行錯誤をしながら進めてきました。国の方針の変更や通知が遅くなっているところもあり、皆さまにご迷惑をおかけしている点もあります。今後も一生懸命やっていきたいと思っていますので、ご協力をお願いします。